

# JABEE受審関連の全体フロー

ならびに

## 審査員等の資格条件と守るべき事項

平成18年3月4日  
電子情報通信学会  
家田信明

## JABEEは教育システムの内容を向上させる道具

- ① 使われるものではなく、使うものである
- ② 軌道にのれば、効率よくシステムのレベルアップが継続的に図れる
- ③ 審査は落とすためでなくJABEEが求めている

最低条件をクリアしているか否かを見る

- 最初の立ち上げは楽ではないが、本来あるべきものが不足していることを示している -

# 準備から認定までのフローの概要と 審査員等の資格と条件

## 1. 段階的にフローの説明をする

- 1) 準備段階
- 2) 申請段階
- 3) 実地審査段階
- 4) 実地審査終了後

中間審査

認定継続審査

再審査

## 2. オブザーバー、審査員、審査長の資格と条件、 ならびに倫理規定と守るべき事項

JABEEについて調べたい時は

通信学会のURL : <http://www.ieice.org/jpn/jabee/index.html>

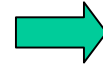
JABEEのURL : <http://www.jabee.org/>

# 準備段階（１）

- JABEEの理解度向上 -

## JABEE

研修会  
JABEEホームページ  
FQA



教育機関

JABEEについて理解

## 電子情報通信学会

JABEE自主研修会  
シンポジウム(総合大会)  
信学会JABEEホームページ  
会誌記事  
個別Q&A



必ず最新版をダウン  
ロードすること

## 準備段階（２）

- システム構築 -

### JABEEホームページから

認定審査の申請に必要な条件  
日本技術者教育認定基準  
自己点検書(本分編)  
自己点検書(引用・裏付資料編)  
自己点検書作成の手引き  
認定・審査の手順と方法



### 教育機関

プログラム名の設定  
学習・教育目標の設定  
体制の整備  
カリキュラム整備  
シラバス整備  
その他基準の要求に対応

### 参考資料

- 信学会ホームページ「JABEE受審の雛形モデル」
- 信学会会誌H15年12月号「信学会ホームページ「JABEE受審の雛形モデル」の有効活用に向けて」 … 別刷提供

# 学習・教育目標の設定

- 1 . 学習・教育目標A、B、C・・・は公開され、プログラムに関わる教員と審査時の3年生以上に周知されていること（2005年度）
- 2 . A、B、C・・・には基準1（1）（a）～（h）に含まれるそれぞれの要素が達成度評価が可能な形で具体的な表現で盛り込まれていること
- 3 . 学習・教育目標を評価することで基準1（1）（a）～（h）の評価が実質的に行えること
- 4 . よい例としてローズ・ハルマン工科大学の学習・教育目標をJABEEでは引用している

URL <https://reps.rose-hulman.edu/production/obj.cgi>

## 準備段階（3）

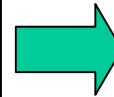
## - 受審の申請の準備 -

## JABEE

毎年秋頃に  
次年度の受審条件を公開

認定審査の申請に必要な条件  
＜2006年度以降の取り扱いについて＞  
2005.10.31

1. 学習・教育目標の公開・周知
2. 修了生の存在
3. 学習・教育目標の達成証明資料
4. 履修者の決定
5. プログラム名
6. 点検項目に対する自己点検結果
7. 中間審査の申請



## 教育機関

申請条件の全項目について  
クリアしていることを確認

# 準備段階 ( 4 )

- 審査請求に必要な条件1、3、5 ( 暫定条件期間を含む )

受審年度	学習・教育目標の設定・公開の時期 (条件1)	プログラム名/コース名の設定・公開 (条件5)	目標達成根拠資料の収集・保存の開始時 (条件3)
2004年度	2003年4月以前 (3年生以上に周知)	2004年4月までに 履修要項等の 公開資料に記載	2002年度後期
2005年度	2004年4月以前 (3年生以上に周知)		2003年度後期
2006年度	2005年4月以前 (3年生以上に周知)		2004年度後期
2007年度	2004年4月以前 (全学年生に周知)		2005年度後期
2008年度	2005年4月以前 (全学年生に周知)		2005年4月までに履修要項等の公開資料に記載

変更

学則等に記載



履修要項等の公開資料に記載(簡略化)



## 準備段階（５）

## - 審査請求に必要な条件 2 -

申請条件 2 の「修了生の存在について」

## 1 . 正規の修了生が出てから受審する場合（実質的修了生が不在の場合）

2004年入学時に必要事項の周知

2008年3月に最初の卒業生

受審可能な時期は2008年度となる

この卒業生はJABEE修了生とは  
ならない、翌年度から資格発生2 . 実質的修了生が2007年3月に存在する場合  
（知識・能力が70～80%以上同等と説明できるケース）この場合は2008年卒  
業生から修了生となる

2004年入学時に必要事項の周知

2007年4月に最初の4年生

実質的修了生を考慮することで時期は2007年度に受審が可能となる

実質的修了生が同等であることの説明は教育機関の役目

## 準備段階（6）

## - 審査請求に必要な条件3 -

(3) 学習・教育目標の達成を証明する資料等について  
保存開始時期は準備段階（4）に含まれる

該当する試験の  
合格最低クラス  
のもの

- 1 . 科目毎に合格最低クラスのを全員分実地審査時に提示する。
- 2 . 電子媒体でも、コピーでも可
- 3 . 多数回あるいは多種類の試験等の結果で合否を判定している場合には「それらの試験等の結果をどのように考慮して評価しているか」を明確にし、評価に使用した代表的なものについて、少なくとも合格最低クラスのを全員分提示する
- 4 . 中間審査の場合（2年認定のケース）  
前回の審査で使用した記録も比較のために提示する必要あり、従ってそれまで保存をしておくことが求められる

## 準備段階（7）

## - 審査請求に必要な条件 4 -

## 履修者の決定（2005年度）

- \* 履修者をその入学時から遅くとも3年次の学期開始時までの間に決定
- \* 履修者の名簿が明確になっている
- \* 履修者決定のルールが開示されていること

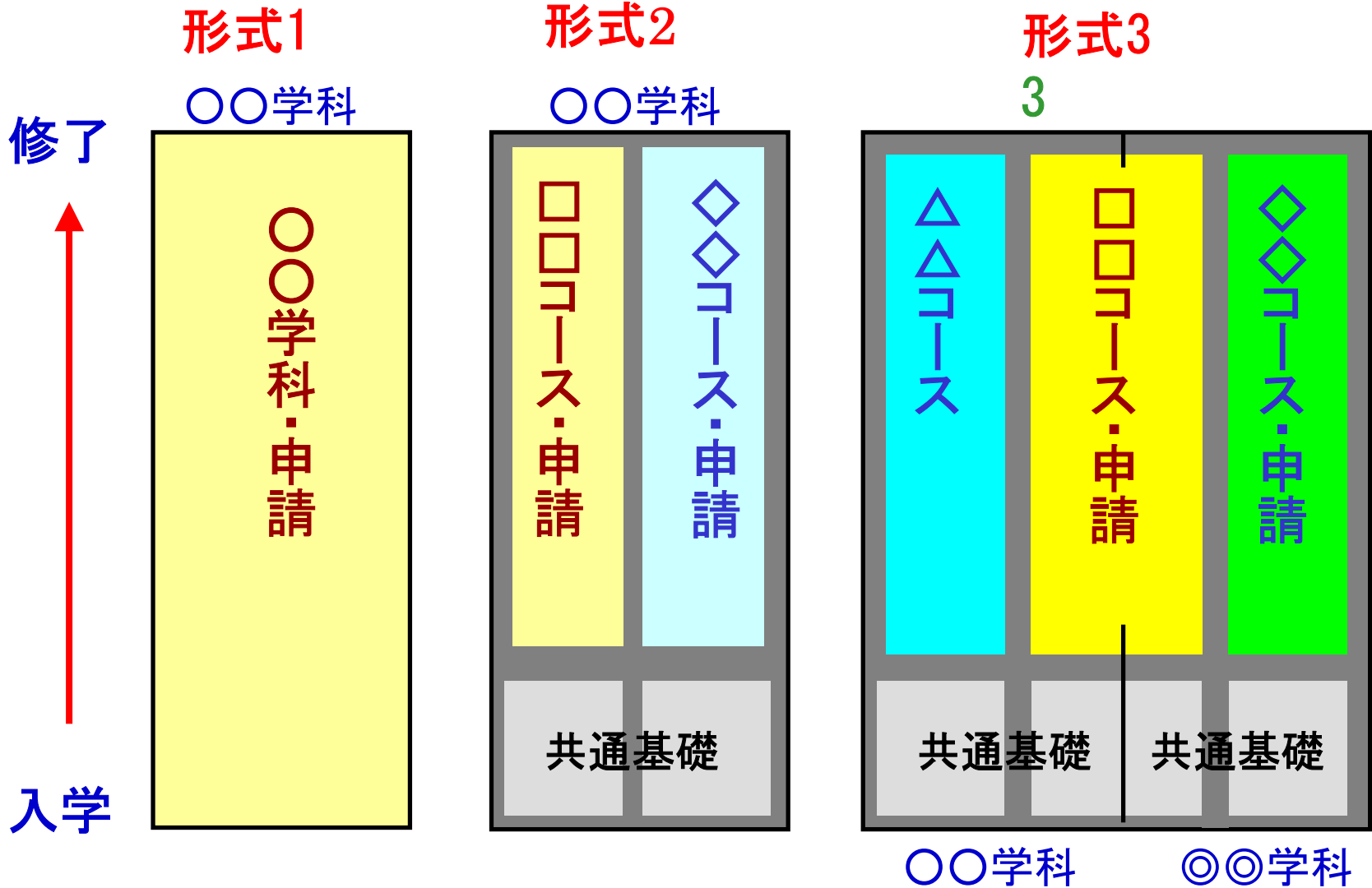
## 準備段階（８）

### - 審査請求に必要な条件 5 -

#### プログラム名

- \* 履修要項等の公開資料に記載され、同じ教育機関の他のプログラムと異なる名称である
- \* 1 学科 1 プログラムの場合は学科名とする
- \* 2006年度に申請する場合は遅くとも2004年度開始時点で形式1～4のいずれかのプログラムに設定されている。

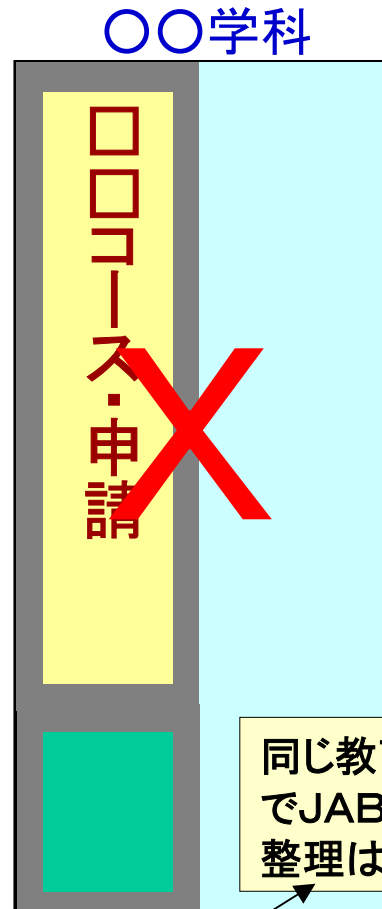
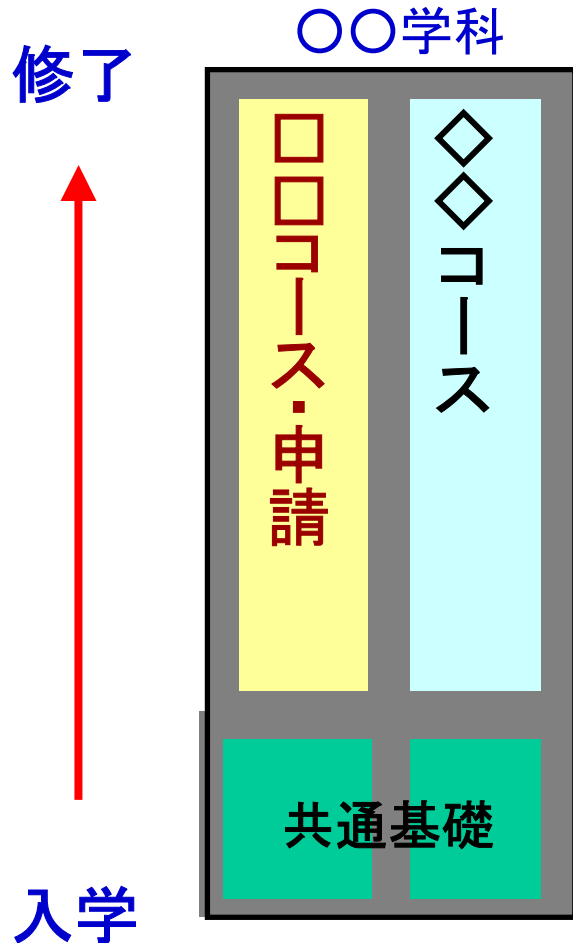
# 申請可能なプログラム



# 2004年度申請可能なプログラム

## 形式4

## 形式5



注意：「コース」とは、履修要綱等の公開資料でその設置が明記されているもの、という意味で用いている。学生がこれらの「コース」へ別れる時期は、3年生進学時以前でなければならない。

また、「プログラム」には1, 2年次の教育も含まれる。

形式5は認定申請  
することができない

## 準備段階（9）

## - 審査請求に必要な条件 6 -

規準 1 ~ 6 に関して、自己点検書に基づいて自己点検

（6）点検項目に対する自己点検結果について

点検項目を点検規準に従って自己点検を行った結果は、**すべて3以上でなければならない。**

（自己点検書の手引き 2 . 自己点検結果に対する措置）

すなわち、プログラムの自己点検書の**表 1 の採点表には、1 または 2 の自己点検結果があってはならない。**

**1 と 2 の点検結果が含まれる場合は、システムの完成度が低いのでこの状態で受審しても合格が困難であるから、むしろシステム整備を推進してから受審しなさいという意味**

## 準備段階（10）

- 審査請求に必要な条件7 -

## 中間審査の申請（注意喚起）

- \* 2004年度に2年間の有効期限付きで認定されたプログラムは2006年度に**中間審査を受けないと認定が失効**となる

受審 2年間認定

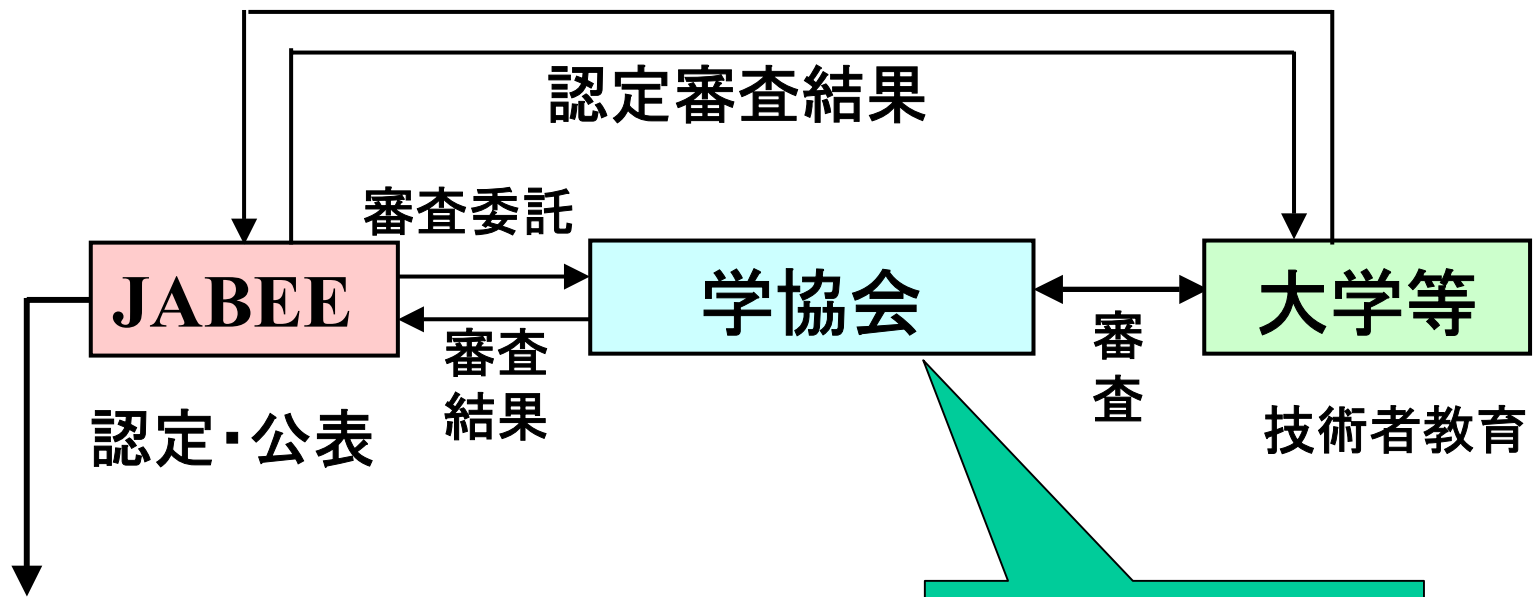
中間審査合格（認定 = 残り3年間有効）

2004(受審)	2005	2006(中間)	2007	2008
----------	------	----------	------	------



# JABEEと高等教育機関，国，産業界，学協会の関係

教育プログラム認定申請



国際的相互承認

H17.6.15にWA正式加盟承認

審査チームを  
編成して対応

## 申請段階 ( 1 )

## - 申請手続き -

申請の条件をクリア？

YES

## 色の説明

JABEE

受審校

審査チーム

学会

## 申請時に添付する資料の準備

1. 2006年度申請条件チェックリスト
2. 自己点検書の表1
3. 学習・教育目標
4. 表2(学習・教育目標と基準1の(1)対応)
5. 表3(目標達成度の評価方法と評価基準)
6. 学部および学科の構成図／一覧表
7. その他情報(審査に不都合な時期、連絡先、希望分野、等)

文書で受審申請

**受審の申請書の受付  
(3月1日から4月20日まで)**

日程は目安

## 申請段階（２）

- 申請受付以後 -

4/20

申請受付

5/初

申請条件具備 状況チェック

5/末

受理可否の審議

通知

受理通知受領

6/初

審査チーム編成依頼

依頼

分野別審査委員会

6/上

審査チーム案受領

報告

審査チームの編成案作成  
審査長、審査員、  
**オブザーバー**

但し、オブザーバーは後日でもよい

複数分野にまたがる場合、  
等必要に応じて関係学会  
と協議する

# 分野別審査委員会

電気・電子・情報通信およびその 関連分野の分野別審査委員会	
通信学会	電気学会
分野別審査委員長 委員	分野別審査委員長 委員

分野別審査委員会の役割

審査チームの編成

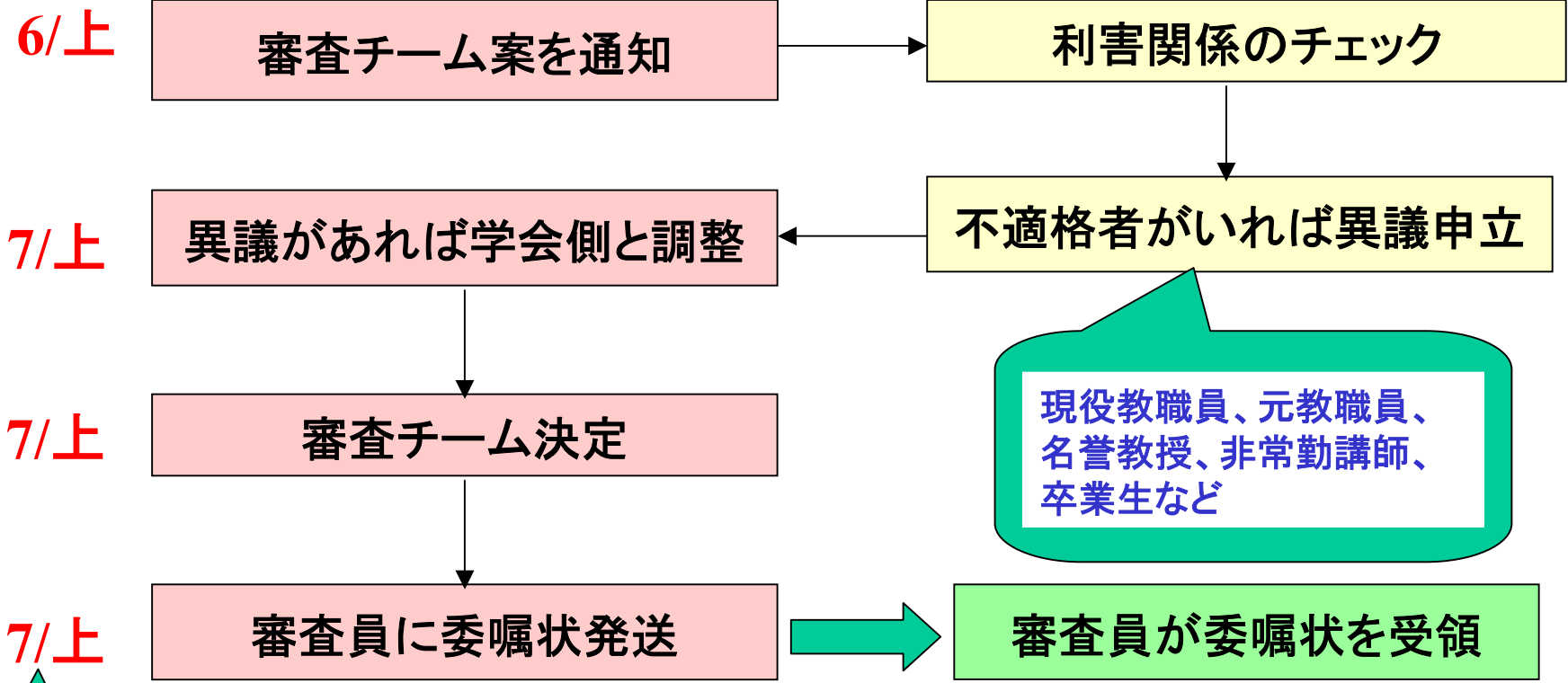
審査結果のバランス調整

分野別審査委員会の  
座長は年度毎に輪番制

情報および 情報関連分野の分野別審査委員会		
通信学会	情処学会	電気学会
分野別審査委員長 委員	分野別審査委員長 委員	分野別審査委員長 委員

## 申請段階（3）

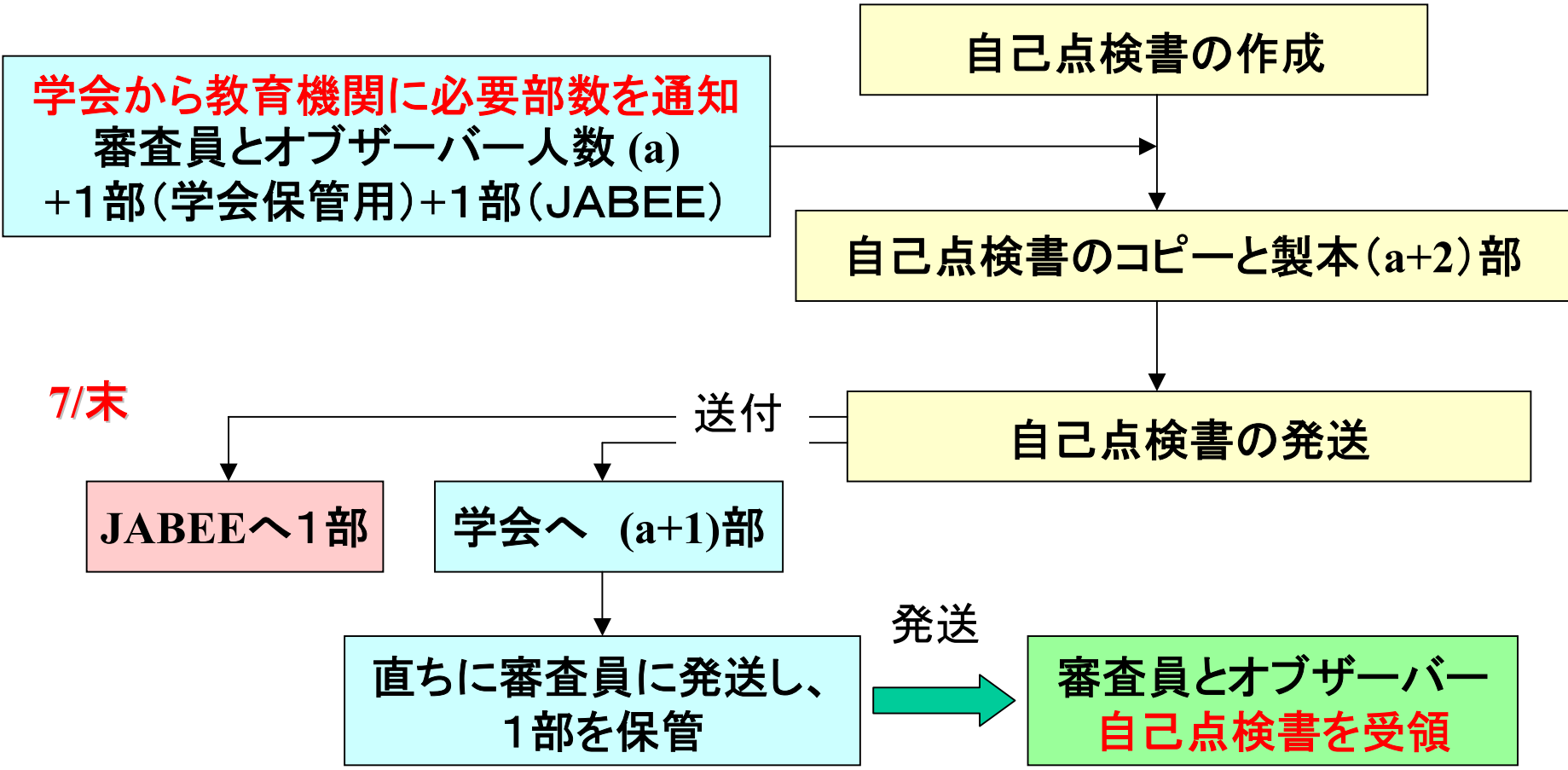
- 審査チーム案から審査チーム確定まで -



日程は目安

# 申請段階 (4)

- 自己点検書の作成から審査員への発送まで -



自己点検書は受付後の内容差し替えは不可能、追加資料としての対応は可能

審査は**自己点検書**と**実地審査**で実施される

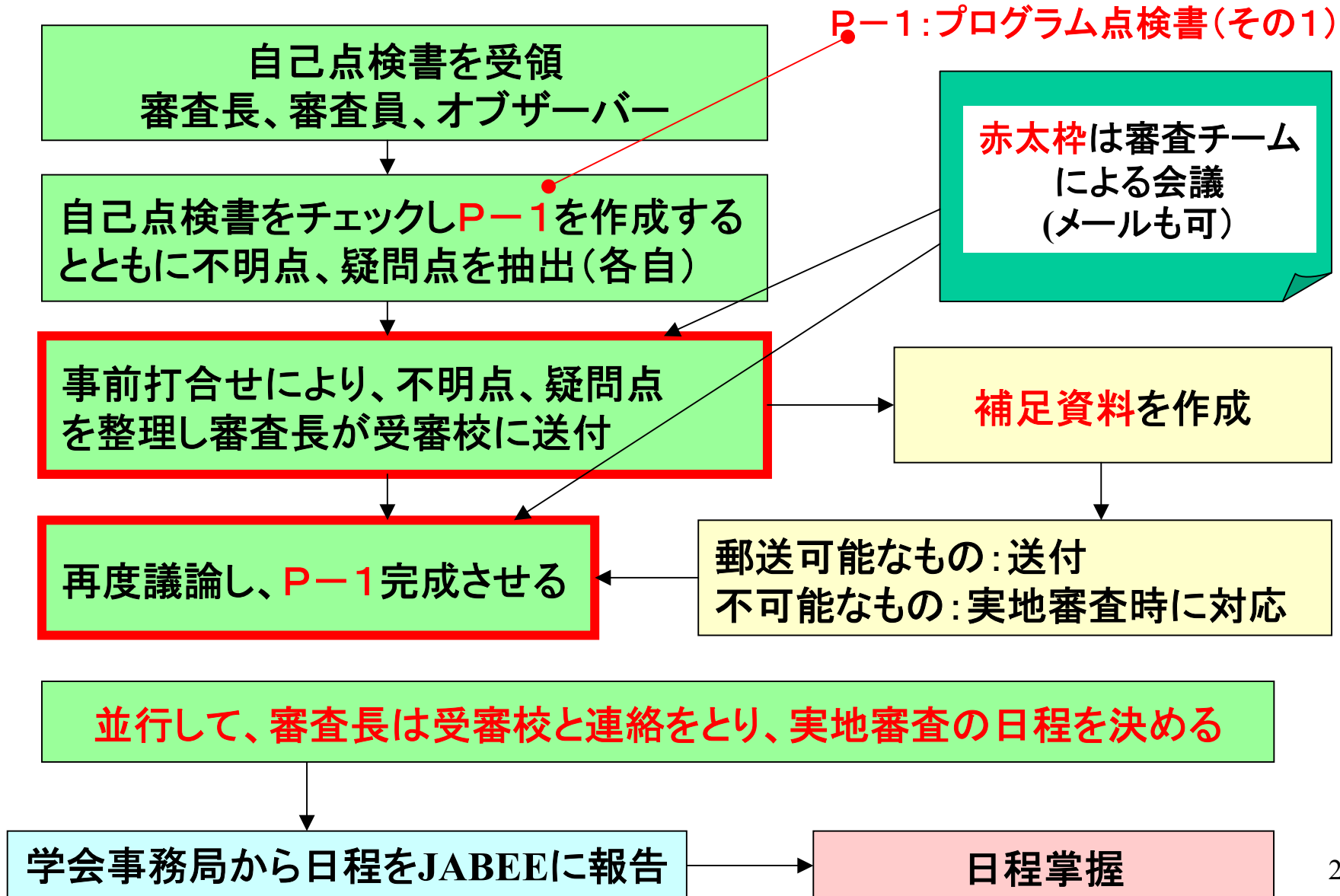
審査チームは

- \* 自己点検書の内容とJABEEの基準を対応させて評価し、不明点の**補足資料**を要求する
- \* 評価結果を**プログラム点検書（その1）**にまとめる
- \* 現場でなければわからない点を整理し**実地審査**で確認
- \* **実地審査**と合わせて**審査結果**をまとめる

自己点検書は審査チームと教育機関の双方に極めて重要

# 申請段階（5）

- 自己点検書の受領から実地審査直前まで





## 受審校との連絡のルール

審査チームと受審校の間の連絡は

**審査長のみとする**

審査員は直接連絡はとってはならない

# プログラム点検書（その1, 2）

プログラム点検書（その1）：審査長と審査員が記入  
（P - 1） 実地審査前と期間中に使用する

プログラム点検書（その2）：審査長が記入  
（P - 2） 実地審査最終面談時に教育機関に手渡す

# プログラム点検書（その１）の部分図

記入者	番号	点検項目	結果	根拠・指摘事項
A	1	<b>基準 1 学習・教育目標の設定と公開</b>		
A	1(1)	(1) 網羅設定と公開		
A	1(1).	・公開状況		
A	1(1)..	・項目(a)-(h)の網羅と具体性		
A	1(1)(a)	(a) 多面的思考能力と素養		
A	1(1)(b)	(b) 技術者倫理		
A	1(1)(c)	(c) 基礎知識とその応用能力		
A	1(1)(d)	(d) 専門知識とその応用能力		
A	1(1)(e)	(e) デザイン能力		
A	1(1)(f)	(f) コミュニケーション能力		
A	1(1)(g)	(g) 自主的継続的学習能力		
A	1(1)(h)	(h) 制約下での仕事の推進・統括		
A	1(2)	(2) 伝統・資源・活躍分野等の考慮・特色づけ		
A	1(3)	(3) 社会の要求や学生の要望についての考慮		
A	2	<b>基準 2 学習・教育の量</b>		
A	2(1)	(1) 形式要件（4年、124単位、学士号）		
A	2(2)	(2) 学習保証時間		
A	3	<b>基準 3 教育手段</b>		
A	3.1	<b>3.1 入学および学生受け入れ方法</b>		
A	3.1(1)	(1) 入学方法の公開・実施		
A	3.1(2)	(2) 履修者決定方法の設定・公開・実施		
A	3.1(3)	(3) 編入基準の公開・実施		

## 申請段階（6）

- 同一校で複数プログラムの申請がある場合 -

### 同一校で複数プログラムの申請がある場合

同じ日に実地審査を行う可能性があるので調整時に検討の必要がある。この場合は分野別審査委員会と審査長との間で相談することになる。

### 複数プログラム申請の中で設備や環境等を共通に利用する場合

この場合はそれぞれの審査チームが個別に実地審査を行うと共通部分で異なった見解が発生し自己矛盾を起こす可能性がある。従って、共通部分については合同審査をするなどの手当てが必要。

これも分野別審査委員会と審査長が相談する必要がある。

これらの件は今後**JABEE**でルール化される予定

9月~11月の3日間

# 実地審査 ( 1 )

電子情報通信学会

The Institute of Electronics, Information  
and Communication Engineers

EIC

P-1:プログラム点検書(その1)

- 前日 -

午後

審査校に直接行き午後の早い時間から資料の点検  
(電子情報通信学会の方針)

1. 現地でしか閲覧できない資料をチェック
2. 追加要請した資料のチェック
3. P-1の疑問点とのつき合わせ

受審校

休日なので対応  
する担当を準備  
鍵の手配  
入退室



ホテルで審査チームの会合

夜

1. 午後のチェック結果に基づきP-1を修正  
するとともに問題点の整理
2. 翌日のスケジュールの確認
3. 面談等の分担について役割の確認

効率的に作業を進める  
上でパソコンとプロジェ  
クタが必須

(ホテルまたは受審校の協力)

# 実地審査（２）

- 第１日 -

## 実地審査を実施

- ・JABEE対応責任者によるプログラム設定方針の説明
- ・プログラム責任者による教育方法の説明
- ・前日予定したスケジュールに沿って審査（資料チェック、面談、現場チェック、等）

この日の昼食会は唯一の社交の場  
メンバー紹介も含む、ただし受審校  
の合意が必要

**贈り物は禁止**



## ホテルで審査チームの会合

1. 各審査員からの報告に基づきP-1の修正
2. 翌日の審査項目とスケジュールの確認
3. P-2と総括報告文の作成推進

P-1, 2: プログラム点検書(その1,2)

進行は審査チームの  
質問に対して資料に基  
づいて簡潔に説明する  
ことを求める

時間を有効に使うこと

午前  
午後

夜

## 実地審査（3）

- 第2日 -

午前

## 実地審査を実施

前日予定したスケジュールに沿って  
残された課題について審査



## 審査チームのみによる会合

1. プログラム責任者に審査の要点を伝える
2. 最終面談のスケジュールを伝える
3. P-2と総括報告書を作成する●

昼

P-2: プログラム点検書(その2)

- \* 総括報告文は渡さない
- \* 非公式発言は言わない
- \* 認定の可否は言わない

テープレコーダーは禁止



## 実地審査最終面談

1. 教育機関にP-2を手渡す●
2. 審査長は口頭で実地審査結果を伝える（総括報告文）
3. P-2に関して誤認があれば2週間以内に審査長に申し出ることを伝える

午後

## 実地審査（４）

## - プログラム点検書への記述 -

## 点検結果

- A：適合・・・認定基準を満たしている
- C：懸念・・・現時点では認定基準を満たしているが改善が必要
- W：弱点・・・現時点では認定基準をほぼ満たしているが度合いが弱く改善が必要。中間審査が必要。
- D：欠陥・・・認定基準を満たしていない。

A以外は審査チーム間、分野間のバランスを議論する段階で必須なので**プログラム点検書に必ずコメントを書く**ことが求められる

コメントは必ず根拠に基づいて記入すること  
他人が読んでも理解できる書き方が求められる



# 実地審査終了後 ( 1 )

## - 追加説明書 -

実地審査終了後2週間以内

P-2に事実誤認があれば実地審査終了後2週間以内に申し立て(追加説明書)ができる

P-2:プログラム点検書(その2)

審査長・審査チーム派遣機関

連絡受理

追加説明書受理連絡

この中に申し立てに対する回答は含めない

異議の内容について検討  
必要があれば審査チームで協議

実地審査終了後4週間以内

一次審査報告書受理

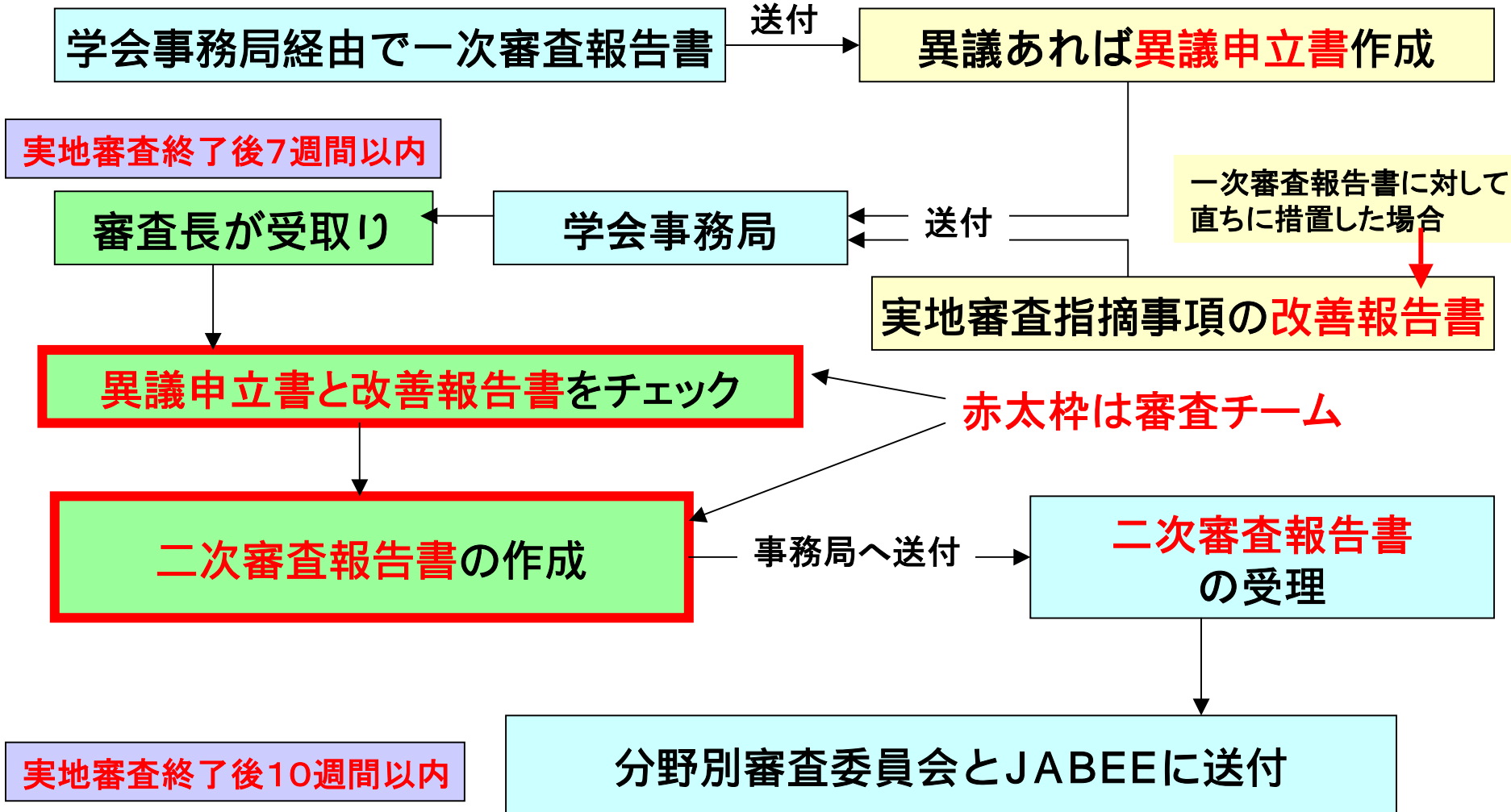
一次審査報告書の作成

一次審査報告書

教育機関、JABEE、分野別審査委員会

# 実地審査終了後（2）

- 一次審査報告書送付から二次審査報告書送付完了まで -



## 実地審査終了後（3）

- 一次審査報告書送付から二次審査報告書送付完了まで -

分野別審査委員会が二次審査報告書を受理

分野別審査委員会を開催

当該分野の全ての二次審査報告書のチェックする。具体的には審査結果を項目毎に横通しでチェックし、バランス調整を実施

分野別審査報告書を作成

必要があれば

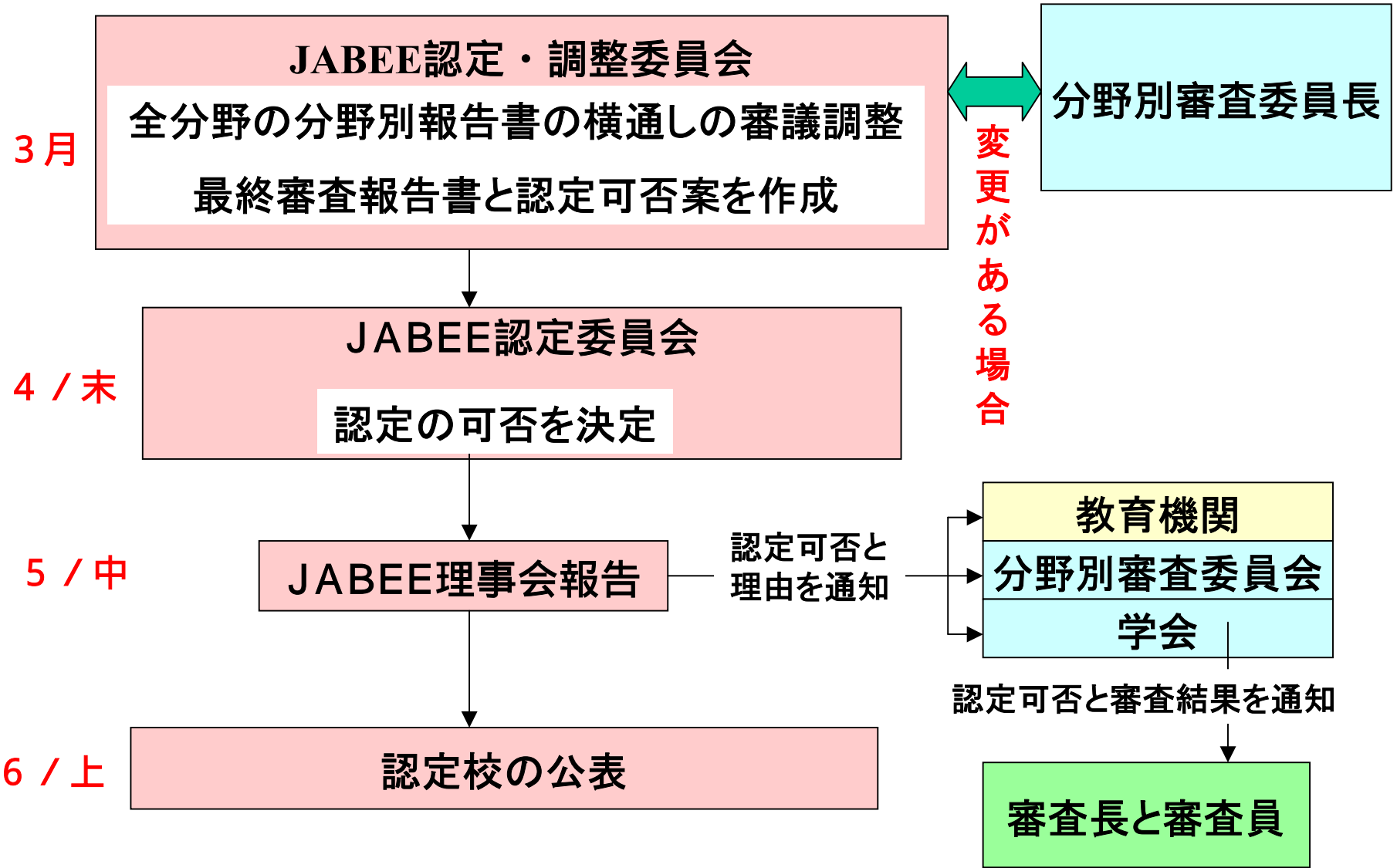
各審査長

2/末

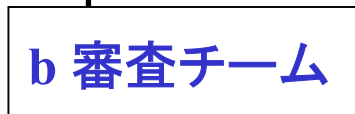
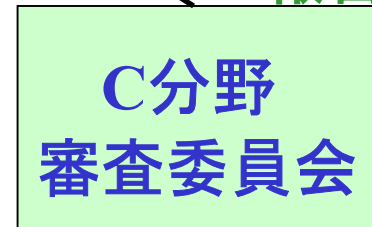
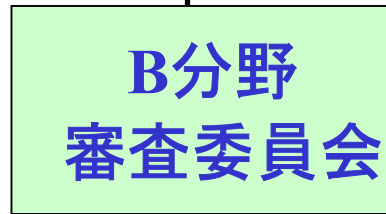
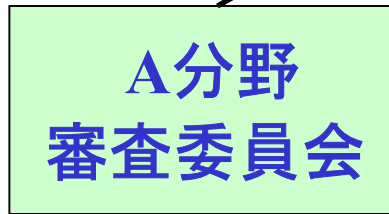
JABEEが受領

# 実地審査終了後（４）

- 一次審査報告書送付から二次審査報告書送付完了まで -



# 認定に至るまでの委員会構成



最終審査報告書

分野間  
調整

分野別審査  
報告書

プログラム  
間調整

2次審査  
報告書

# JABEEにおける審査結果

## 5年認定

### 判定結果がAとCのみのケース

- ・ 受審年度の卒業生も含めた5年間有効
- ・ 有効期間が過ぎた翌年度継続審査

## 2年認定

### 判定結果にWが入るケース

- ・ 受審年度の卒業生も含めた2年間有効
- ・ 期限が切れた翌年度に中間審査があり、  
認定されれば有効期間として3年追加
- ・ 有効期間が過ぎた翌年度継続審査が必要

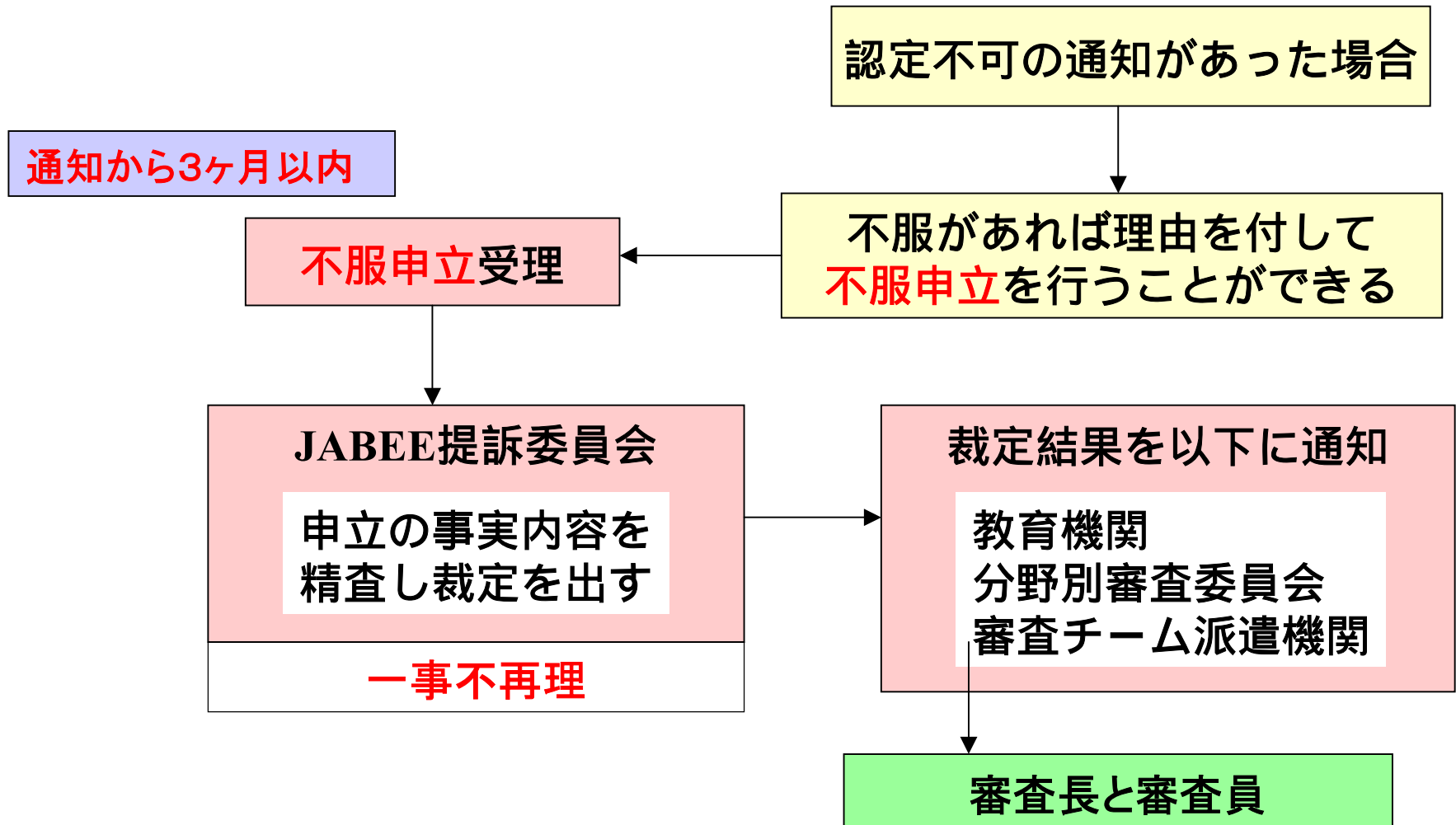
## 認定不可

### 判定結果にDが含まれるケース

- ・ 次の審査は受審校の準備次第
- ・ 結果の報告が6月なので翌年度は無理

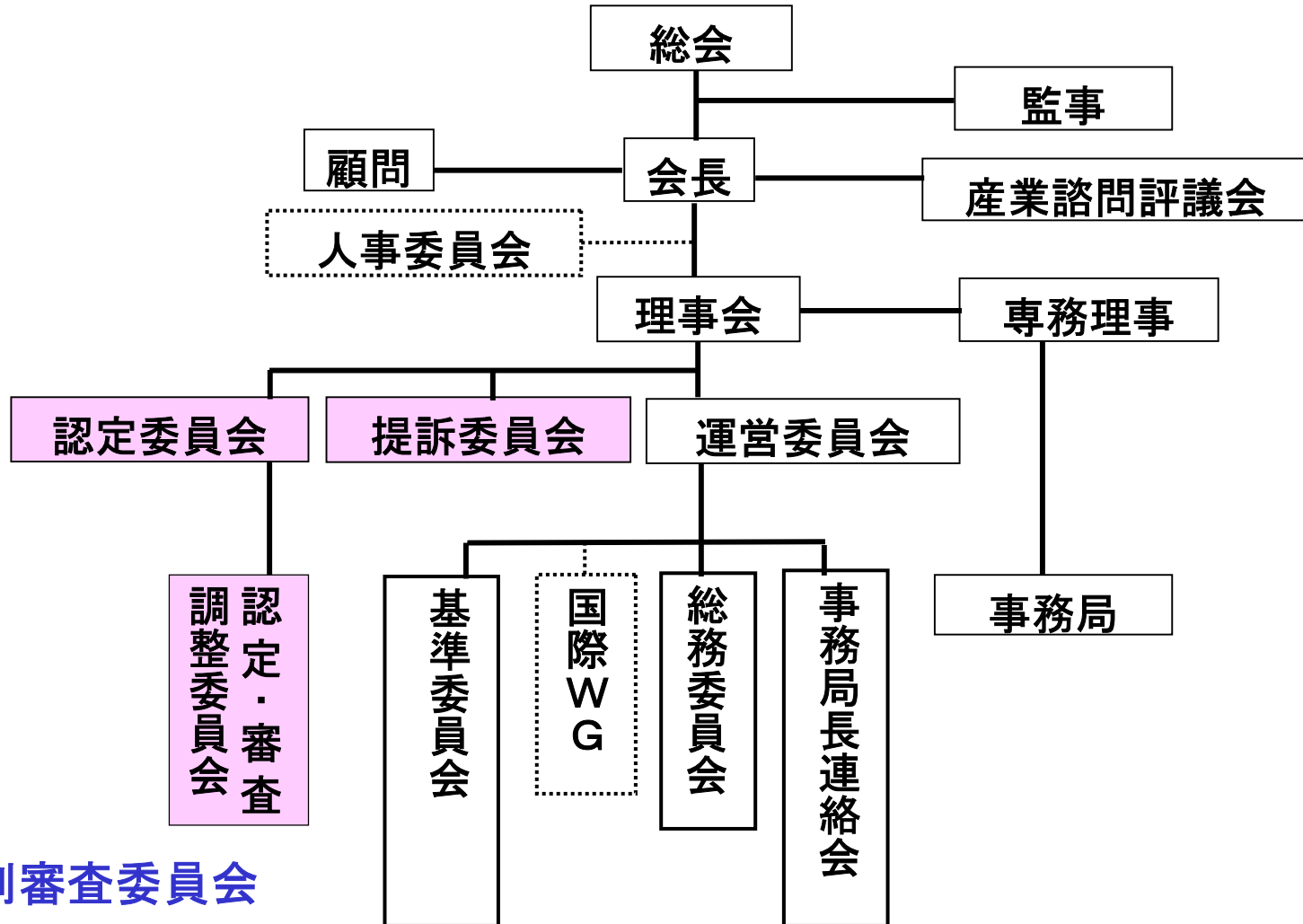
指摘事項があっても実地審査後7週間以内に解決していて  
審査長に報告すると考慮されるケースがある

# 実地審査終了後（５） 審査結果に不服がある場合



# JABEEの組織と提訴委員会

[ ..... 部分は、定款に記載されていない組織と業務関係]



分野別審査委員会



## 中間審査（１）

- （１）有効年度の翌年に再度審査を受けなければならない。
- （２）審査員は審査長を含み、**原則2名、内1名はなるべく  
産業界出身の委員**。必要な場合は前回の審査員を入れることができる。
- （３）審査の**対象は前回の審査でWと判定された項目と  
それに関連するCと判定された項目**。この決定は認定審査調整委員会が行う。
- （４）JABEEは認定の可否を伝える段階で以下のことを通知する。
  - ・ 中間審査項目
  - ・ 中間審査の方法（書類のみ / 実地審査）

## 中間審査（２）

- （１）中間審査点検書を作成する：改善内容が明確にわかるように記述する。
- （２）中間審査点検書をJABEEが設定した期日までにJABEE及び審査チーム派遣機関に提出する。
- （３）教育機関は中間審査で必要と判断する項目があれば独自に追加できる。

## 中間審査（ 3 ）

- ( 1 ) 前回の審査報告書を参考にし、中間審査項目について、書類 / 書類 + 実地による審査を行う。
- ( 2 ) 前回の審査結果に不明な点があれば審査長は分野別審査委員会に申し出る。
- ( 3 ) 分野別審査委員会は前回の審査長・審査員と意見交換ができる場を可能な限り設定する。

## 中間審査（４）

### 中間審査での判定方法

- （１）**中間審査の判定がW / Dの場合**：D判定となる
- （２）中間審査の判定がCの場合　　：C判定となる
- （３）中間審査の判定がAの場合　　：A判定となる

## 認定継続審査（１）

- （１）認定プログラムの**最終有効年度の翌年に認定継続審査**を受ける。
  
- （２）審査結果にDが含まれ、認定審査調整委員会が認めた場合、認定継続審査の翌年に**再審査の制度**がある。
  - ・認定審査調整委員会が認めた場合、**最終審査報告書と認定可否案の作成を留保**して認定委員会に提出
  
  - ・当該教育機関に**再審査を受ける意思の有無を確認**
  
  - ・意思なし、又は期限までに確認できない場合は留保を解除

教育機関が再審査を受ける意思がある場合に**Dと判断された項目の再審査**を行う。

## その結果

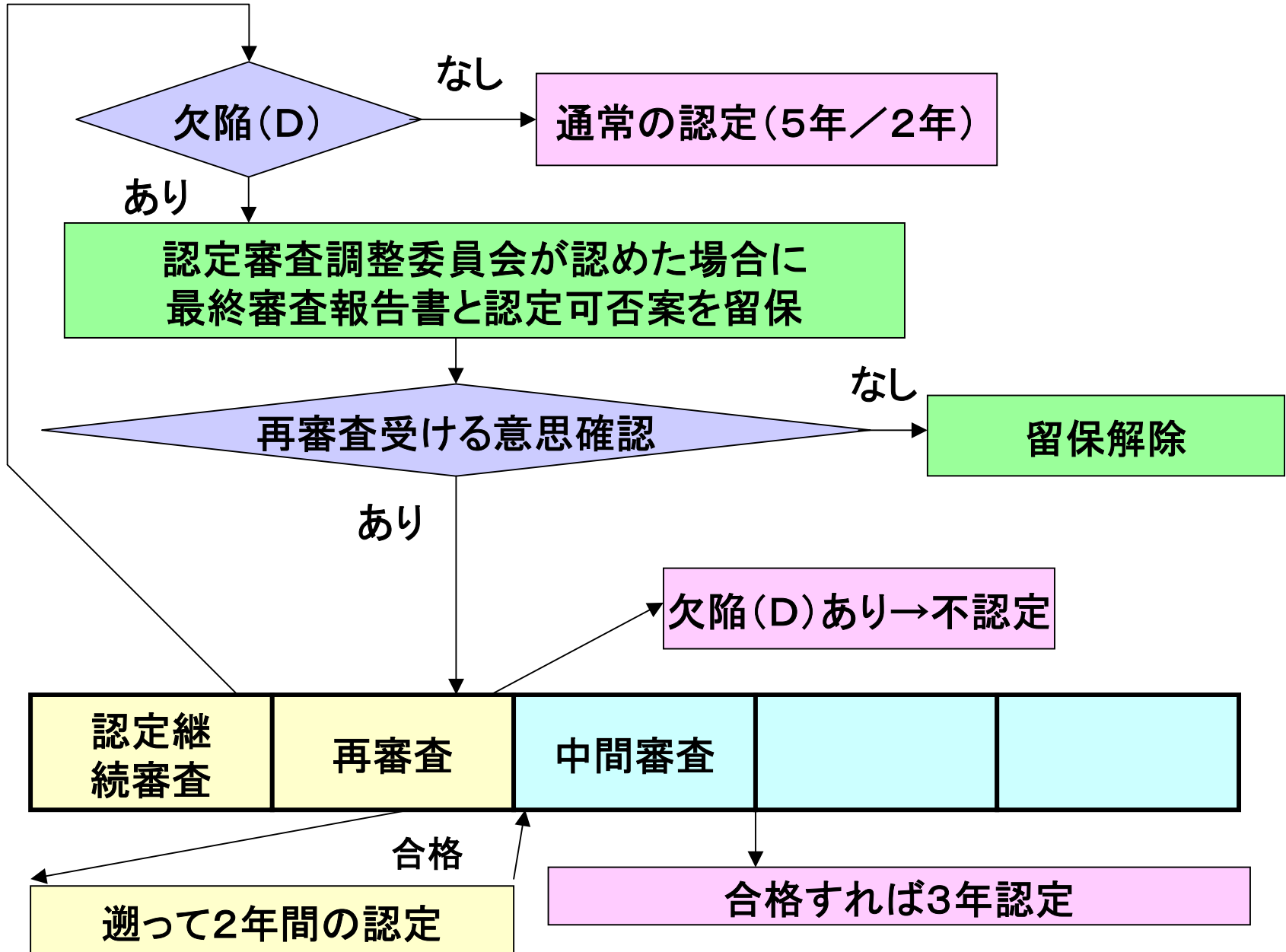
Dと判断された場合 **不認定**

Dがないと判断された場合

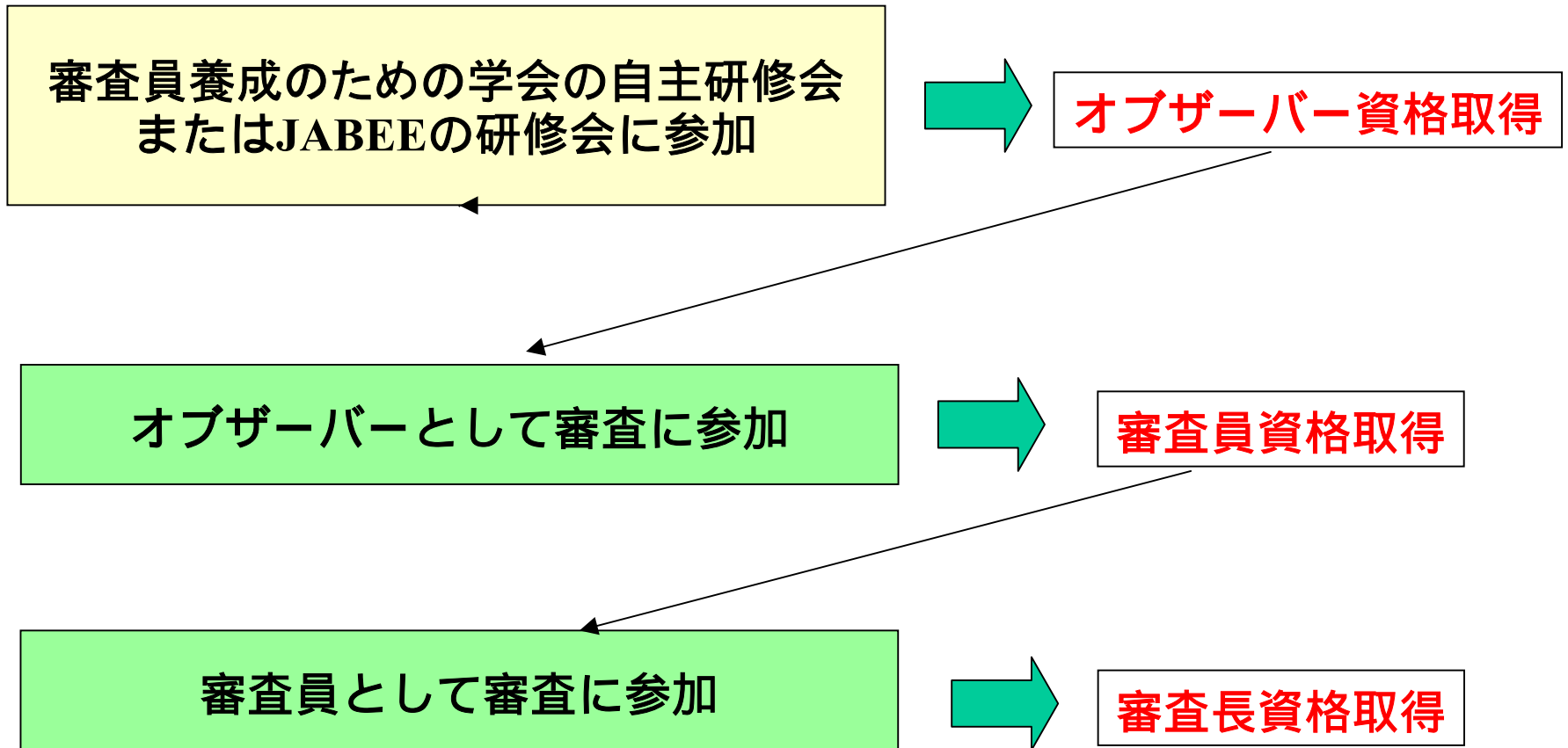
申請した年度を含めて**2年間に短縮した認定**  
さらに**再審査の翌年に中間審査を受ける**

**不認定が決定するまでは認定有効期間中として扱う。**

# 再審査に絡む流れ



# オブザーバー、審査員、審査長になるには





## 審査員の資格

- (1) 原則として**JABEEの正会員である学協会の会員**
- (2) **原則として40歳以上**で、当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該分野の技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 「認定基準」、「認定・審査の手順と方法」および、「自己点検書の手引き」の内容に精通していること。
- (5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員としての十分な意欲を持ち、**JABEEあるいはJABEE会員学協会が主催する研修会等に参加し適切な訓練を受けていること。**
- (7) 原則として**オブザーバーとしての経験が1回以上**あること。

## 審査チームの構成と審査長の資格

### 審査チームの構成

当面、審査長数の増加策のために人数は多い方を採用

- (1) 審査長1名および審査員2～4名で構成する。
- (2) 原則として実務経験者を含むこと。
- (3) 必要に応じてオブザーバーを加えることができる。

審査員数の増加策としてオブザーバー数も当面は多めとなる

### 審査長の資格

- (1) 審査員の資格を満たしていること。
- (2) 原則として、審査員としての経験が1回以上あること。

# 審査員倫理規定（１）

## 1. 守秘義務

審査に係わる資料および情報について日本技術者教育認定機構（JABEE）および学協会の常置の審査関係委員会以外の第3者に公開、口外しない。

## 2. 文書、情報の取り扱いと目的外使用禁止

自己点検書および審査に関連した文書および情報は審査関係者が審査目的のみに使用

高等教育機関から審査のために提供された資料については当該高等教育機関の許可なしに審査関係者以外への閲覧、貸し出し、コピー配布等を行ってはならない。

## 倫理規定（２）

### 3. 審査員の委嘱と利害関係者の排除

下記該当者は迅速に申し出ること。

現任教職員、元教職員、名誉教授、非常勤講師、  
卒業生など認定対象プログラムと利害関係のある者

### 4. 審査員が回避すべき議論・判断

審査中に審査員および関係組織の利害を伴う議論が  
行なわれた場合は退席し、そうした議論や判断には加  
わらないこと。

## 倫理規定（3）

### 5. 公正な審査と判断

教育の質的改善を当該高等教育機関と共に行う立場に立ち、公正な審査と判断を下すこと。

### 6. 機密書類の保管

機密書類はJABEEおよび当該学協会の常置の審査委員会が別に定める期間保管する。

## 必ず守るべき事、してはならない事(1)

- 自己点検書の審査を実地審査以前にすませておくこと。
  - \* 実地審査は非常に忙しい
  - \* 質問事項は前もって書きとめておく
- 卒業生が学習・教育目標を達成していること、および基準の全てを満たしているという証拠が明確でない場合には、それを実地審査以前にプログラム側に伝えておくこと。

## 必ず守るべき事、してはならない事(2)

- 認定基準に基づいて審査する
  - \* 審査員個人の教育論を審査に持ち込まない
  - \* **審査員自身あるいは関連機関の水準**で判断しない
- インタビューは審査員自身の必要性に基づいて計画する
  - \* インタビュー対象者が偏らないようにする
  - \* 実地訪問以前にインタビューしない
  - \* **試験をしない**

**審査チームが学生の達成度を直接試すことは厳禁！！**

確認は教育機関の提出資料でのみ行うこと

## 必ず守るべき事、してはならない事(3)

- 認定水準が、審査員間で異なる場合には、十分討議して、審査  
チームとしての水準を統一する
- プログラム側と審査チームの水準が異なる場合も、十分意見  
交換しておき、なるべく根拠を明確にしておく。メモを取り  
報告書に記述する。
- 写真等の状況証拠が必要と思われれば、写真を撮っておく。



## 必ず守るべき事、してはならない事(4)

- 常識による判断
- 教育機関とは対等な関係

威張らないこと

- 教育機関に過度の負担をかけないこと